

令和4年4月13日

大阪府教育委員会 様

大阪府教科用図書選定審議会

会長 高根雅裕

市町村教育委員会等の行う令和5年度使用教科用図書の採択について（答申）

本審議会は下記の事項について慎重に審議し、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

記

- 1 市町村教育委員会における採択の基準について
- 2 国立・私立学校における採択について
- 3 府立の義務教育諸学校における選定について
- 4 採択の公正確保について
- 5 選定資料作成について

答 申

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小・中学校及び義務教育学校の令和5年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校及び義務教育学校前期課程については、令和元年度の採択基準に、中学校及び義務教育学校後期課程については、令和2年度及び令和3年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 国立・私立学校における採択について

- (1) 小・中学校の令和5年度使用教科用図書については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校については令和元年度の採択基準に、中学校については、令和2年度及び令和3年度の採択基準に準じて行うこと。
ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小・中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

3 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和2年度、及び令和3年度の選定基準に準じて行うこと。
- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
- ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 採択の公正確保について

採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく、自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

令和4年度においては、小学校用教科書について検定が行われることとなるため、教科書発行者との関係に特に留意すること。

5 選定資料作成について

府教育委員会は、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）について、専門調査員設置要領を定め、選定資料を作成すること。

（1）専門調査員設置要領

ア 大阪府教科用図書選定審議会規則第4条の規定により、専門調査員を置く。

イ 専門調査員は、別表により、指導主事及び大阪府内の義務教育諸学校に勤務する教員のうちから委嘱又は任命する。

（2）選定資料

専門調査員設置要領によって委嘱又は任命された専門調査員は、下記要領によって調査資料を作成し、府教育庁に提出すること。

記

附則第9条関係教科用図書調査資料作成要領

ア 専門調査員は、国語、算数・数学、生活、社会、理科、音楽、道徳、保健体育、外国語、職業・家庭（家庭分野）、職業・家庭（職業分野）、図工・美術の教科・領域ごとに、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱、肢体不自由など、各障がいに応じた教育の観点から、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を選定し、当該図書について調査研究を行い、調査資料を作成する。

イ 調査研究を行う場合の項目は、共通項目（取扱内容、人権の取扱い、内容の程度、組織・配列、分量、創意工夫）に各図書の特性を明らかにする項目として「その他」を加えたものとする。専門調査員は、項目別に学習指導要領に基づき観点を定めて調査研究を行い、その特長・長所等を簡潔に叙述した調査資料を作成する。

ウ 調査資料は令和4年5月20日までに大阪府教育庁に提出すること。

一 別表（専門調査員数）

	国語	算数・数学	生活	社会	理科	音楽	道徳	保健体育	外国语	職業（家庭・家庭分野）	職業（職業・家庭分野）	図工・美術	計
視覚障がい	1						1						2
聴覚障がい				1			1		1				3
知的障がい	1	3	3	1	4	1		1	2	3	1	1	21
病弱	1				2								3
肢体不自由	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1	11
指導主事		1		1			1		1		1		5
計		10		14			8		9		4		45